

国立大学法人の第3期中期目標期間終了時における 組織及び業務全般の見直しについて（案）

令和3年 月 日
文部科学大臣決定

国立大学法人法第31条の4の規定に基づき、国立大学法人の組織及び業務の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置について、以下のとおり決定する。

併せて、これに基づいて、国が総体としての国立大学法人に求める役割や機能を明確化する観点から、第4期中期目標期間における国立大学法人中期目標大綱を別添のとおりに決定し、第4期中期目標・中期計画が本決定に沿った内容となるよう、国立大学法人に求めることとする。

第1 国立大学法人の現状

1 国立大学の使命

国立大学法人が設置する国立大学はこれまで、世界最高水準の教育研究の先導、計画的な人材育成、大規模基礎研究や先導的・実験的な教育研究、イノベーションや知の多様性の源泉となる学問分野の継承・発展、全国的な高等教育の機会均等の確保等の役割とともに、地域の教育研究の拠点としての役割を担ってきた。

これらは国立大学としての基本的な役割であり、将来に向けて更なる発展を重ねながら、引き続き担うべきものである。併せて、今般の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による影響等を含め、社会変革が不可逆的に進行していく中で、国立大学には、新たな社会において自らが果たすべき役割を改めて認識し、その役割を果たすために必要な機能を拡張していくことが求められる。

2 国立大学法人のこれまでの取組

国立大学においては、平成16年の法人化以降、組織編制等の運営面や財務面において裁量が拡大したことに伴い、学長のリーダーシップによる機動的な法人経営体制の整備やそれに基づく教育研究の活性化など、各法人の強みや特色を生かした様々な改革に取り組んできた。また、国においても、例えば第3

期中期目標期間において、各法人の機能強化の方向性に応じて運営費交付金を重点配分する仕組みや世界最高水準の卓越した教育研究を展開する法人を指定する指定国立大学法人制度を導入するなど、各法人における改革を促し、後押しするための措置を講じてきたところである。

これらにより、国立大学法人及びその設置する国立大学は、学問分野や国境、世代を越えたあらゆる知の集積拠点として発展を遂げてきたものの、一方で、第4期中期目標期間を迎える今現在に至っても、法人化当初に描いた「競争的環境の中で、活力に富み、個性豊かな魅力ある国立大学」の姿は未だ実現の途上にあり、更なる発展に向けた取組を強力に進めていくことが求められる。

第2 組織及び業務全般の見直しの基本的な方向性

1 見直しの考え方

国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに当たっては、憲法で保障されている学問の自由や、大学の自治の理念を踏まえ、国立大学の教育研究の特性への配慮や自主性・自律性の確保の必要性等に留意する必要がある。

このため、国立大学法人の組織及び業務の全般にわたる検討とその結果に基づいて講ずる措置としては、文部科学大臣が見直し内容を示すとともに、それに基づいて、国が総体としての国立大学法人に負託する役割や機能に関する基本的事項を国立大学法人中期目標大綱として提示することを中心とする。

その際、見直し内容及び国立大学法人中期目標大綱については、個々の法人ごと又は各法人の具体的な組織・業務に言及するのではなく、全ての法人を対象として全般的に示すこととする。そのため、その内容は、全ての法人に一律に実施することを求めるものではなく、中期目標の実際上の作成主体である各法人において、目指す機能強化の方向性に応じて、中期目標及び中期計画の素案等に適切に反映することを求めるものとなる。

2 基本的な方向性

第4期中期目標期間に向けて、国立大学法人には、これまでの大学像に留まることなく、社会の様々なステークホルダーと関わり合いながら自律的な発展を続け、新しい価値を共創する経営体へと転換することで、我が国の社会変革を駆動し、先導する役割を期待する。

その観点から、国としての必要な関与と国立大学法人の自主性・自律性に基づく発展とを両立させた国立大学法人と国との関係における新たな枠組みを構築するため、国立大学法人中期目標大綱を示すこととする。その上で、各法人に対しては、その中から、6年間で自らが果たすミッションを中期目標として位置付けた上で、これまで以上に、機能の質的向上を目指し、中期計画において、自ら高い到達目標を掲げるとともに、その目標を実現する手段や目標の達成を検証することができる指標を明記すること等を通じて、自らの進むべき方向性を社会に提示することを求めるものである。

第3 国立大学法人の組織及び業務全般の見直し

令和2年12月に国立大学法人評価委員会が取りまとめた「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点」を踏まえ、第4期中期目標期間に向けた見直し内容を以下のとおり示す。

この見直し内容は、別に示す国立大学法人中期目標大綱の基本的な考え方となるものであり、各法人においては、この見直し内容に沿って検討を行い、その結果を中期目標及び中期計画の素案に反映することを通じて、意欲的・戦略的な取組を実現していくことが求められる。

1 組織の見直し

(1) 社会を先導する教育研究組織改革

- ・ これからの社会においては、学問分野を越えた専門知の融合・組み合わせが求められることから、文理横断的・異分野融合的な知を備えた人材の育成に向けて、それぞれの強みや特色を生かした教育研究組織改革やカリキュラム編成に積極的に取り組むこととする。その際、学部等連係課程等による従来の学部・研究科の枠を越えた機動的かつ柔軟な学位プログラムも積極的に活用していくことが必要である。

特に、データサイエンス等の基礎的な素養を備え、情報・データの意味を正しく理解し、活用することで、新しい価値を創造する力の育成に向けて、文理を越えた基盤的なリテラシーとなる数理・データサイエンス・AI教育を全ての学生に展開していくことが重要である。

- ・ 知識集約型社会において、大学院には、知の生産、価値創造を先導する「知のプロフェッショナル」を育成する中心的な役割が期待される。その期待に応えていくため、特に博士後期課程において、社会のニーズを視野に入れつつ、カリキュラムギャップや進学率の低下、定員の未充足等の課題を解決した上で、アカデミアのみならず産業界や地域社会でも活躍できる博士号取得者を輩出するために、大学院の充実を図ることとする。
- ・ 社会の変化や技術革新に対応し、教員としての資質・能力を継続的に高めることが求められている中、教員養成系学部・教職大学院・附属学校が中心的な役割を果たし、教員養成・研修機能の高度化に取り組むこととする。また、教員養成系学部については、第3期中期目標期間中の有識者会議や中央教育審議会の報告等を踏まえ、地域の教員需要の推移等に応じて入学定員を見直すとともに、学科間・大学間で教職課程を共同で実施する新しい仕組みの活用等を通じた教員養成機能の連携・集約により、地域の教員養成機能の維持・向上に取り組むこととする。
- ・ 共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点について、個々の大学の枠を越えた各分野の中核的研究拠点としての更なる機能強化に向けて、学外の多様な研究組織とのネットワーク化や国際的な研究体制の整備に向けた再編など、組織改革に積極的に取り組むこととする。
- ・ その他の組織についても、大学の将来のビジョンを学内で共有しつつ、その必要性等について不断に検証・検討することのできる体制を確立し、必要に応じて、大学間連携や学内資源の重点投資、入学定員の見直し等を通じ、柔軟かつ機動的な教育研究組織改革を実施していくこととする。

特に、18歳人口が大きく減少していくことが見込まれる一方で、大規模な社会変革が進む中、新たな人材や価値の創造が求められる国立大学において、自らの強みや特色を有効に発揮するとともに、国全体や地域のニーズに応え得る適正な規模等について、社会人や留学生の積極的な受入れを含めて検討し、将来的にあるべき大学の姿を模索していくことが重要である。

(2) 大学間連携による機能強化

第3期中期目標期間において、法人間・大学間の連携や統合を促進する仕組みとして一法人複数大学制度が導入されるとともに、国公私の枠組みを越えた連携制度である大学等連携推進法人制度が創設され、また、大学等、地方公共団体、産業界等との恒常的な連携体制として、地域連携プラットフォーム

ームの構築の重要性が指摘されているところである。知のプラットフォームとしての国立大学法人が総体として有するポテンシャルを発揮していくため、これらの制度の積極的な活用を検討することとする。

2 教育研究、法人運営等の業務全般の見直し

(1) 教育研究等の質の向上

① 教育改革に向けた不断の取組

教育研究の内容について、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による教育研究組織ごとの現況分析等の結果を十分踏まえ、自主的に見直しを行うこととする。

我が国の将来を担う人材を育成することが、国立の高等教育機関として課せられた重大な責務であり、それを実質的に担保し、大学教育の質を保証するためには、学部・学科等の学位を授与する課程レベルのみならず、大学レベルでの内部質保証を推進することが必要であり、そのために大学として全学的な教学マネジメントを確立させることが求められる。その確立に当たっては、各大学が、学長のリーダーシップの下で、

- ・ 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針に基づく体系的で組織的な教育を展開し、その成果を大学全体又は学位プログラム共通の考え方や尺度に則って点検・評価を行うことを通じて不断の改善に繋げること
- ・ 学生の学修成果に関する情報や大学の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用すること

等により、適切なP D C Aサイクルを構築することが重要である。

また、大学が、産業界や地域社会等の外部からの期待に対し、積極的に説明責任を果たしていく観点から、大学の教育成果の可視化を進めるとともに、教学に係る取組状況等の大学教育の質の向上に関する情報を積極的に公表していくこととする。

基礎的素養と専門知識の応用力等を培うコースワークの充実や、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラムである研究科等関係課程を活用するとともに、企業と共同でのカリキュラム編成や、共同研究等の産学連携の場を活用するなどして大学院教育の充実を図ることとする。

② デジタル技術の活用等による教育研究の質の向上

ポスト・コロナにおける新たな社会に向けて、デジタル技術を有効活用し、オンライン・リモートによる学びとキャンパスにおける対面の学びを効果的に組み合わせた新たな講義、実験・実習等により、教育の質の向上を実現していくこととする。

また、一法人複数大学制度や大学等連携推進法人制度等の枠組みも活用しながら、各大学の強みを生かし、大学共同利用機関法人も含めた大学間の連携体制を構築し、1つの大学単独では有し得ない教育研究資源の共有により、教育研究機能の充実・強化を図ることとする。その際に、デジタル技術等を活用した教育基盤の共有体制を構築することで、効果的で質の高い教育の実現を目指していくことが重要である。

これらをはじめとした活動を支える基盤として、学内情報ネットワークや附属図書館等の知識・情報基盤の高度化・高機能化を図ることが必要である。

③ 学生支援機能の充実・強化

性別や年齢、障害の有無等にかかわらず、また、社会人や留学生を含め、多様な学生を受け入れるとともに、他大学との連携による推進等、それぞれの特性に応じた修学支援体制や教育研究環境の整備を効果的に進めることとする。

また、博士課程学生を中心とした大学院生について、多様な財源を活用した学内奨学金やTA・RA制度の充実等を通じて、処遇の改善を図るとともに、産業界や地域社会とも連携しキャリア構築の支援に組織的に取り組むこととする。

④ 高等学校と大学の連携・接続

自らの求める学生像を提示し、その育成のために高校教育に何を求めるかを明確にするとともに、高校教育の実態を把握し、それを大学教育の改善・充実につなげていくなど、従来の社会貢献の枠を越えた高大連携を推進することとする。

入学者選抜について、引き続き、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持ち、多様な人々と協働して学習する態度」等を適切に評価する多面的・総合的な選抜への転換を進めることとする。

⑤ 価値創造の源泉たる基礎研究・学術研究の振興

国立大学を現在の知の集積拠点たらしめているのは、創設期から脈々と受け継がれてきた基礎研究・学術研究の成果である。知識集約型社会におけるこれらの重要性を踏まえ、価値創造の源泉である基礎研究・学術研究の卓越性と多様性を戦略的に強化することとする。

そのために、競争的研究費や民間資金を含めた外部資金も活用しながら、挑戦的・長期的・分野融合的な研究の奨励、ポストドクター等の若手研究者の自立的・安定的なポストの確保とキャリア開発の支援、世界最高水準の研究環境の実現、共同利用・共同研究体制の強化、国際連携・国際頭脳循環の強化等に取り組むこととする。

⑥ イノベーション創出に向けた産学連携の推進

社会からの負託に応え、蓄積された知を最大限に活用し、イノベーションへとつなげていくため、産業界や地域社会との連携の下、国立大学が中心となった大学の研究成果の事業化や大学発ベンチャーの創出等が持続的に行われる環境の整備やその担い手となる人材の育成を推進し、大学を核とした知識集約型社会への転換を加速させていくこととする。

さらに、産業界との連携を強化するため、研究シーズの公表やオープン・アンド・クローズ戦略を踏まえた研究データの共有等による学内研究の「見える化」の徹底や、産学連携窓口を一本化すること等により、教員個人から大学全体としての組織的な取組への転換を進めることとする。

⑦ 地域の担い手の育成等による地域経済・社会の活性化

全国的な高等教育の機会を確保するという国立大学としての役割を担保した上で、特に高等教育機関への進学率が低い地域や、人口減少が顕著に見込まれる地域においては、地域連携プラットフォーム等の枠組みも活用しつつ、他の大学、地方公共団体、産業界等とも連携しながら、地域の担い手となる人材を育成・輩出し、地域経済・社会の活性化に向けた取組を進めることとする。

⑧ リカレント教育の推進

オープンエデュケーションを推進するとともに、産業界等のニーズを反映しながら、その人的支援も得て、新たな社会において求められる知識と技能

を備え、即戦力となる人材を養成するための実践的なリカレント教育を充実することとする。

⑨ グローバルな教育研究環境の整備

国際的に活躍できる人材を育成・輩出する国際的な頭脳循環拠点としての地位を確立し、世界と伍していくため、国内外を問わず、優秀な人材の呼び込みや日本人学生の海外派遣の促進、オンラインの活用を含めた国際的な教育連携や共同研究、学事暦の柔軟化等、全学的にグローバルな教育研究環境の整備を加速させることとする。

また、世界に開かれた高等教育機関として期待される役割を果たすために、海外ネットワークへの積極的な参画・構築や、ジョイント・ディグリー等の高度で多様な連携プログラムの活用、教育インフラの輸出等、ポスト・コロナを見据えた戦略的な国際展開を積極的に進めることとする。

⑩ 多様な人材の積極的な登用

学問分野や国境、世代を越えた知の集積拠点である国立大学には、構成員の多様性が求められる。各大学は、構成員の多様性を確保することにより何を目指すのかということについて明確な方向性を示した上で、引き続き、女性や若手、外国人等をはじめ、多様な人材の登用を積極的に進めるとともに、活躍できる環境を整備していくこととする。

⑪ 附属学校の存在意義の明確化

附属学校は、学部・研究科等における教育研究に組織的に協力することや、教育実習の実施への協力を行うこと等を通じて、附属学校の本来の設置趣旨に基づいた活動を推進するとともに、その規模や在り方を検討し、最新の教育課題に率先して取り組む地域のモデル校としての役割等、存在意義や役割及び特色を明確にすることとする。

⑫ 附属病院の機能強化

附属病院は、高度医療を提供する医療人を養成するとともに、質の高い研究を行う教育研究機関であるとの基本的認識を踏まえつつ、診療参加型臨床実習など卒前教育と卒後教育の一体的な推進や、研究の安全性・信頼性を確保しつつ世界トップレベルの研究をはじめとする医薬品や医療技術の研究開

発を推進することとする。

また、安全に高度医療を提供するとともに、各地域の医療需要等を踏まえ、都道府県等と主体的に連携を図り、医師偏在を解消し持続可能な地域医療体制を構築することとする。さらに、教育研究機関でもある大学病院においては、医療従事者の働き方改革の推進など適切な労務管理を行いつつ、社会の変化を踏まえ技術革新の成果を取り入れるなど、持続的な病院運営を行うこととする。

(2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営

① 学長を中心としたガバナンスの強化

国立大学法人ガバナンス・コードへの適合状況の確認結果等も活用しながら、各法人において、自らのガバナンス体制を絶えず見直していくことで、学長のリーダーシップの下で、強靱なガバナンスを構築することとする。

その際、コンプライアンスや内部通報・外部通報等の自らを律する内部統制の仕組みを整備するとともに、各法人の実情に応じて、その有する機能を最大限発揮できるガバナンスを確保することが重要であり、例えば、学外者の経験と知見を生かした執行体制の整備や法人経営に必要な能力を備える人材の計画的な育成・確保、社会の変化に応じた高度な専門職の登用・配置等を充実することとする。

監事は、財務会計だけではなく、法人の経営全体が適切かつ効率的に機能しているかについて監査することが求められている。監事のうち少なくとも1名を常勤とする法改正の趣旨を踏まえつつ、監事の支援体制の整備・充実等により、より効果的・明示的に牽制機能を果たすための体制を整備することとする。

② 人事給与マネジメント改革の総合的な推進

教育研究機能の強化に向けて、人的資源を最大限に活用するため、年齢構成の適正性の確保や人材の多様性を勘案した中長期的な人事計画の策定、意欲や能力を引き出すことを目的とした適切な業績評価と処遇への反映やそれを軸とした新たな年俸制の適用、さらには、若手教員の雇用確保や外部資金の人件費への活用及びこれらを念頭においたテニユアトラック制度やクロスアポイントメント制度の効果的活用等、人事給与マネジメント改革を総合的に推進することとする。

③ 自律的な経営に向けた体制の強化

各法人の実態や目指す方向性を踏まえつつ、適切な会計マネジメントの下、外部資金の獲得や寄附金等に加え、規制緩和措置を踏まえた適切なリスク管理に基づく、効果的な資産運用や保有資産の積極的な活用等を通じて、財源の多元化を進めることとする。

国（国立大学法人評価委員会）による毎年度の業務実績に係る評価を行わないこととする法改正の趣旨を踏まえた上で、国立大学法人には多額の公的な資金が投入されていること、その存立は社会からの負託によるものであることを認識し、社会への説明責任を果たすため、客観性と外部性を確保しつつ、徹底した自己評価を自ら実施してその結果を公表するとともに、大学版 I R（Investor Relations）機能を積極的に導入することとする。

④ 効果的・効率的な業務運営に向けたデジタル化の推進

デジタル技術の活用等により、業務全般の継続性の確保と併せて機能を高度化するとともに、そのために必要な業務運営体制を整備するなど、業務のデジタル化を一層進めることとする。

⑤ 共創の拠点としてのキャンパス・教育研究設備の整備

教育研究の機能強化と、地域・社会・世界への一層の貢献のため、キャンパス全体を、多様な学生・研究者との共創や地域・産業界との共創の拠点とすることが重要であり、その実現を目指す観点から、施設について、老朽改善整備による長寿命化等の計画的な施設整備の実施、施設マネジメントの推進、多様な財源の活用等に取り組むとともに、教育研究設備について、全学的なマネジメントによる戦略的な整備・共用等に取り組むこととする。

⑥ 研究不正・研究費不正の事前防止と事後対応

社会からの負託を受けて研究を遂行する国立大学法人は、研究及びそのための研究費の使用に関して、適正性・公正性を厳格に担保する必要がある、引き続き、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」等を踏まえ、研究不正・研究費不正の根絶に向けた組織的な取組をより一層徹底することとする。

⑦ 情報セキュリティの確保

現在の社会において、情報・データの価値が高まる一方、サイバー攻撃や情報管理の不徹底に起因するセキュリティインシデントも多数発生している現状を踏まえ、既に実施している技術的対策や物理的対策をはじめ、組織や業務体制、学内規則、人材の確保・育成を含めた人的対策等、情報セキュリティ対策全体の抜本的な見直し・強化を図ることとする。

(3) 指定国立大学法人における世界最高水準の教育研究環境の実現

指定国立大学法人は、国際的な競争環境の中で、世界の有力大学と伍していくことが求められており、教育や研究等の全ての面において世界最高水準となることを目指し、上記に掲げる見直し内容を含めて、既存の枠を越えた改革を率先して推進することとする。

第4 制度改正等の措置

1 国立大学法人運営費交付金の配分方法の見直し等

国立大学法人運営費交付金について、「第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会」の審議まとめでは、次のような提言がなされている。

- ・ 第4期では、国立大学が、我が国社会の公共財として、学術的価値だけでなく、社会、経済、国民生活等の進歩にどれだけ影響を与えることができるかということを国民・社会に説明して理解を得ていくことが必要であり、それを促進するため、運営費交付金において、各大学が社会的なインパクトを創出する取組を分析し、戦略的な強化に取り組むことを、6年間の中期目標期間を通じて後押しする仕組みとして「ミッション実現戦略分」を導入する。
- ・ 第4期において、国立大学が自律的・戦略的な経営を進め、ミッション実現を加速していくためには、定常的な活動に止まることなく、新たな活動展開が求められることを踏まえ、新たな教育研究組織整備や、国立大学に共通する課題等に対応する取組に対する支援については、第3期に引き続き実施する。

- ・ こうしたミッション実現を支援するための一定の財源を確保しつつ、学内資源の再構築を促すため、第3期に引き続き、第4期においても係数の仕組みが必要である
- ・ 運営費交付金の中で、一層の改革へのインセンティブとして、国立大学の活動全体の実績等について、共通指標により客観的に評価を行い、その結果に基づいて配分する部分も必要であることを踏まえ、令和元年度から導入した「成果を中心とする実績状況に基づく配分」について、アウトカム重視の指標への厳選や評価に当たってのグループ分け等について必要な見直しを行った上で、第4期を通じて運用する。

上記の提言等を踏まえ、第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の構成、配分等の在り方について、必要な見直しを行う。

2 国立大学法人法の一部改正

第4期中期目標期間に向けて、国立大学法人の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るため、国立大学法人法の一部を改正する法律（令和3年法律第41号）等により以下の措置を講ずる。

（1）国立大学法人のガバナンスの見直し

監事の監査体制を強化するため、常勤監事を必置とするとともに、学長の職務執行について一層の透明性を確保するため、学長選考会議に学長の職務執行の状況の報告を求める権限を付与し、その名称を学長選考・監察会議とすること。

（2）評価指標の設定及び年度評価の廃止

中期計画の達成状況を可視化し、適正な業務運営を担保するため、中期計画に評価指標を記載することとともに、自律的な法人運営の実現を図るため、国による法人評価は、中期目標期間を通じた評価のみを実施することとし、毎年度の業務実績に係る評価を廃止すること。

併せて、各法人に対して、国立大学法人中期目標大綱及びそれに基づく各法人の中期目標・中期計画に基づいて徹底した自己点検・評価の実施及び公表を求めることとすること。

(3) 国立大学法人による出資の範囲の拡大

国立大学法人の研究成果の社会還元及び財源の多様化による国立大学法人の財政基盤の強化のため、国立大学法人による出資の範囲を拡大すること。

3 組織・業務全般の見直し内容の中期目標・中期計画等への反映の確保

各法人の自主性・自律性を尊重しつつ、第3に示す見直し内容及びそれに基づいて国が示す国立大学法人中期目標大綱が各法人の作成する中期目標・中期計画の素案に適切に反映されているか等を確認し、国立大学法人評価委員会の意見を聴いた上で、必要に応じて中期目標・中期計画の素案の修正を求めるなどの措置を講じる。